

社会保険 とっとり

vol.645

2025
1

今月の記事

- 新年のご挨拶
- 社会保険の手続きはオンラインサービスをご利用ください
- 治療費と処方せんのお薬代はセットで高額療養費申請を
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第128回 ～糖尿病の治療中断～
- 契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内
- 事業所の名称・所在地等の変更は、社会保険協会にもご連絡を



雪の投入堂 (水彩画8号)
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

謹賀新年



一般財団法人 鳥取県社会保険協会
会長 平井 耕司

新年、あけましておめでとうございます。
2025年の年頭にあたり、当協会を代表
いたしまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員事業所の皆様方には、日頃より当協会の事業運営にご理
解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、皆様もご承知のとおり、石破茂氏がめでたく内閣総理
大臣になりました。総理大臣を輩出していない県が、全国に
20県ほどあるなかで、一番小さな鳥取県から誕生したことは、
とても喜ばしいことであります。

また、赤沢亮正氏が経済再生担当大臣として初入閣されたこ
とも、うれしい限りです。

今年(2025年)は、団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢
者となります。「2025年問題」とよく言われますが、両氏には、
ますますのご活躍と、特に、医療保険、年金制度などの社会保
障制度並びに地方創生分野での政策及び改革等に大いに期待
したいと思います。

さて、当協会事業につきましては、社会保険制度の普及並び
に従業員及びそのご家族の健康保持増進等に取り組んでいる
ところですが、今年も引き続き、日本年金機構、全国健康保険
協会など関係機関と十分に連携を図りながら事業推進に努めて
まいり所存であります。

何卒、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し
上げます。

会員事業所の皆様方のご健勝と益々のご発展を心より
ご祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会鳥取支部
支部長 吉田 和徳

新年あけましておめでとうございます。
旧年中は、協会けんぽに対しまして
格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年の医療保険制度に関する動きといたしまして
は、健康保険証からマイナ保険証を基本とする仕組み
への移行がありました。新たにマイナ保険証を利用す
ることにより受けられるメリットが多くありますので、マ
イナ保険証利用を促進いただきますようお願いいたし
ます。また、ご不明な点につきましては、専用のコール
センターを設け、そこでは日本語以外に22か国語に
対応しておりますのでご利用願います。

協会けんぽでは、加入者の方々の健康の保持増進
のために様々な施策を実施してまいりましたが、今後
も、生活習慣病予防健診の項目等の見直しや若年層
への適用拡大、被扶養者に対する健診を被保険者と
同等の内容に拡充、人間ドックへの補助の実施等を順
次実施していく計画としております。

また、鳥取支部の地域特性を踏まえた様々な保健活
動も引き続き実施してまいります。

今後も、当協会の事業に対しましてご支援ご協力を
賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご
発展とご多幸を心よりご祈念いたしまして年頭のご
挨拶とさせていただきます。

日本年金機構 鳥取年金事務所長 武安 朗
日本年金機構 倉吉年金事務所長 岩崎 美樹
日本年金機構 米子年金事務所長 隠岐 啓示

新年あけましておめでとうございます。

被保険者の皆様、事業主の皆様には、日頃より公的年金制度の円滑
な事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構に与えられたミッションは、年金制度を実務にし、
確実な適用・徴収、正確な給付等の業務に安定的かつ着実に取り組
み、国民生活の安心を支え続けることでございます。このミッシ
ョンの実現に向け、当機構が組織をあげて取り組んでおりますのが、
お客様の負担の軽減、利便性向上、正確・迅速な業務の実現に向けた
オンラインサービスの提供でございます。

個人のお客様向けオンラインサービスについては、マイナポー
ータルと「ねんきんネット」の認証連携をベースに、国民年金保険料の
「免除申請手続」、源泉徴収票等の「電子データでの受取」などの
サービスを提供しております。

事業所様向けオンラインサービスについては、「電子申請」の利用
についてのご案内を強化しております。また、「オンライン事業所年
金情報サービス」につきましても利用対象者の拡大に向け機能拡充
を進めていきます。

今後も、このミッションを通じ、国民生活の安心を支え、お客様
から信頼される組織となるよう組織一丸となって努力する所存で
ございます。

本年も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上
げますとともに、皆様方のご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年の
ご挨拶とさせていただきます。

年金事務所からのお知らせ

社会保険の手続きは オンラインサービスをご利用ください



オンラインサービスの利用方法

G.bizIDの取得

G.bizIDを取得すると、社会保険のほか、補助金や営業許可の申請など、オンラインの行政手続きの多くを利用することができます。



<https://gbiz-id.go.jp>

G.bizID

検索

G.bizIDの取得は、ホームページをご覧ください

取得は簡単で、どちらのサービスも無料で利用できます!

電子申請

届書作成プログラム

人事労務管理ソフト
自社システム

G.bizIDで電子申請

または
G.bizIDまたは
電子証明書で電子申請

- 届書作成プログラムは、届書作成と電子申請ができるソフトウェアで、日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。
 - 電子申請はe-Govやマイナポータルを経由して行います。
- ※ 人事労務管理ソフト・自社システムは、電子申請対応のものに限ります。

オンライン事業所年金情報サービス

- G.bizIDがあれば、すぐに利用できます。

電子申請と組み合わせれば、電子データの受け取りから届書の作成、申請までがオンラインで完結しますので、ぜひご利用ください。

E-GOV 電子申請

E-Gov マイページ
〈電子送達申込み一覧〉

電子送達申込み一覧

登録は
カンタン!

【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付開始手続き

日本年金機構から社会保険料納付情報等をオンラインで定期的に取り取る手続きです。

申込み入力へ

被保険者データのCDによる提供サービスが3月末で終了します

- 希望した事業主の方に被保険者データを収録したCDを郵送するサービスが、令和7年3月末をもって終了します。同じ内容の電子データをオンラインで受け取ることができる、オンライン事業所年金情報サービスに切り替えをお願いします。
- オンライン事業所年金情報サービスは、G.bizIDをお持ちの事業主の方のみ利用が可能でしたが、令和7年1月から、①電子証明書をお持ちの事業主の方、②社会保険事務を受託している社会保険労務士の方も利用可能となりました。

登録方法や操作にお困りの場合は日本年金機構ホームページをご覧ください

日本年金機構のホームページには、おおまかな手続きの手順がわかる動画や、操作手順の詳細を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

日本年金機構 電子申請

検索



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

オンライン事業所年金情報サービス

検索

お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

治療費と処方せんのお薬代は セットで高額療養費申請を



協会けんぽの加入者です。先日マイナ保険証を使用して自己負担限度額までの金額を病院（通院）で支払い、同じ病院から処方せんをもらったので、同日に近くの薬局で薬代5,000円の支払いをしました。高額療養費制度に該当しますか？

※マイナ保険証を利用することで、自己負担限度額までの窓口負担とすることができ、大変便利です。



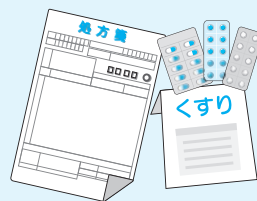
今回の場合、病院で自己負担限度額までの支払いを行っているため、薬局で支払った薬代が高額療養費制度に該当し、申請が可能となります。

高額療養費制度は暦の1か月単位で計算します。

同じ月に病院と薬局にかかっている場合、病院（通院）での治療費と同じ病院で処方された薬代を足し合わせた金額が、自己負担限度額に達するかを確認します。

POINT

- 同じ月に病院を受診し、薬局で薬をもらっている
- 病院と薬局での支払額の合計が自己負担限度額を超えている



高額療養費支給申請書をご提出ください

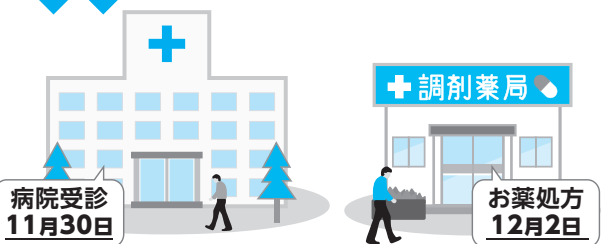


ご注意ください!

以下の場合には高額療養費制度に該当しません



違う月に病院と薬局に行っている



自己負担限度額までの
支払いをしていない



高額療養費制度の詳細や、自己負担限度額は
ホームページをご確認ください



お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 業務グループ

☎ 0857-25-0050

音声案内① を選択

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階



協会けんぽ鳥取支部
公式LINE始めました!
健康情報やお役立ち情報を
配信中。
お友だち登録をお願いします!





第128回 糖尿病の治療中断

▼生活習慣病の治療中断

職場健診の結果で、受診勧奨レベルのものがあるのに、受診しないのは大きな問題ですが、いったん受診し始めたが、途中で治療中断してしまうのも問題です。生活習慣病は、自覚症状に乏しいことが多いため、忙しさ等の理由でひとたび受診が滞ると、そのまま治療中断になりやすいのです。治療中断がその後の重篤な病気につながる疾患に高血圧症と糖尿病があります。いずれも治療中断をすると健診結果の血圧や血糖値が元に戻ってしまうので、健診結果の推移をみるとすぐにわかります。血圧は、それに気づいて再受診を勧め、治療を再開するとすぐに下がるのですが、血糖値は治療を再開してもすぐには下がらず数か月かからないと改善しないし、人によっては生活習慣改善も必要となるので、糖尿病の治療中断は避けなければなりません。高血圧症も糖尿病も治療中断している間に進む動脈硬化を基盤とした血管の変化は戻りませんので、いずれにしても治療中断は避けなければなりません。

▼糖尿病の治療中断

糖尿病受診中断対策マニュアルによると、糖尿病の治療中断率は年約8%と推定されており、仕事を持っている男性、若年者に多いとされます。血糖コントロールの悪い人(HbA1cが8%以上の人)にも逆にコントロールの良い人にも多いそうです。過去に中断したことのある人はやはり、再度中断をしやすいようです。中断理由は、治療の必要性の理解不足、医療費が高額であること、治療の優先度の低さなどがあります。従って、治療中断を防ぐには、その人の中断につながる理由へアプローチすることが大切となります。

▼治療中断に至る心理的要因

糖尿病の治療は、決められた薬を飲むだけでなく、食事や運動の自己管理についての指導を守るといった負担を伴います。がまんや努力を今後もずっと続けることは大きな心理的な負担となります。糖尿病は、自業自得の疾病と思われがちで、患者は意思の弱い人、がまんができない人、暴飲暴食を好む人等、偏見を持たれやすいです。このような周囲の糖尿病患者を見る目の厳しさも受診抑制につながります。会社内の会話も大事だと言えます。

糖尿病患者の受診に対する負担感を抱く理由は、仕事や用事と重なり受診のための時間が工面しにくい、受診してもなかなか改善しない、経済的な負担が重い、などが多く、これらは治療中断しやすい患者にもあてはまります。

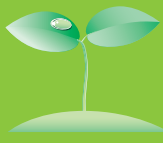
▼治療中断を防止する対策

治療継続の重要性を繰り返し伝え受診を後押しすることが大切です。安全衛生委員会や社内報等で重要性を訴えると良いです。血糖値が良くなる人や健診結果から治療中断が疑われる人は呼び出して健康管理スタッフによる面談をした方が良いです。その際、その人の未受診理由を親身になり、じっくり聞いてあげることが大切です。経済的な負担が気になる人は、主治医に薬を替えてもらえるように相談することを促します。受診してもなかなか良くならない人は、生活状況を尋ね、改善可能なところを一緒に見つけようとするのです。自宅での改善が難しければ、職場内での食べる物の選び方や消費カロリーが増える活動方法についても指導します。その際に、糖尿病は患者自らが生活習慣改善に取り組むことが重要な疾患であることを指導します。くれぐれも糖尿病は自業自得の病気で、本人が悪いから血糖値が改善しないのだ、という姿勢で対応しないことが大切です。言葉で言わなくても、思っていることが態度に現れるようなことではいけません。相談相手がいる人の方が治療中断をしにくいという調査結果もありますので、健康管理担当者が支援的な態度で相談に乗り、少しの良い変化にも気づいて褒めてあげ、改善方法を一緒に探す姿勢が重要です。家族にキーパーソンがいれば、家族の協力を得るための指導もしますが、キーパーソンがいない人も多く、そのような人こそ健康管理スタッフがキーパーソンになる姿勢で支援します。血糖コントロールが悪く、将来重大な合併症が発生し、仕事を続けられなくなれば、本人・家族はもとより職場も困るので、職場での重要課題と位置づけ、ぜひ粘り強く取り組んでほしいと思います。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133 ホームページ [鳥取県社会保険協会](#) [検索](#)

「社会保険とっとり」は、ホームページに過去1年分を掲載しております。

契約保養施設 利用料補助・優待 利用のご案内

鳥取県社会保険協会では、会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります。)の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を利用した場合、宿泊料等の一部補助及び優待利用を行っています。

詳細につきましては、当協会ホームページ内の「契約保養施設利用料補助」及び「契約保養施設優待利用」をご覧ください。



利用料補助施設

施設名	所在地	電話番号
氷ノ山高原の宿 氷太くん	鳥取県八頭郡若桜町つくよね	0858-82-1111
鳥取県市町村職員共済組合 渓泉閣	鳥取県東伯郡三朝町山田	0858-43-0828
国民宿舎 水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭	0858-32-0411
ホテル大山しらがね	鳥取県西伯郡大山町大山	0859-52-2211
緑水園	鳥取県西伯郡南部町下中谷	0859-66-5111
但馬牧場公園まきばの宿	兵庫県美方郡新温泉町丹土	0796-92-1005

※宿泊利用者1人につき1,500円を補助(1年度に1事業所10名以内)。
利用申込書はホームページの「契約保養施設利用料補助」から印刷してください。

優待利用施設

- 船員保険会【3施設】
- ホテル法華クラブグループ【18施設】
- 高輪・品川プリンスホテルグループ【4施設】
- プリンスホテル優待プラン
(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)
- MYSTAYSホテルグループ【150施設】
- HMIホテルグループ【43施設】
- クア・アンド・ホテルグループ【4施設】
- ダイワロイネットホテルズ【76施設】
- その他【宿泊施設9施設・日帰り施設6施設】

※施設により優待内容、利用方法等が相違します。「施設利用会員証」の交付が必要です。
交付申請書はホームページの「契約保養施設優待利用」から印刷してください。

※詳しい内容は、当協会のホームページをご覧ください

事業主の
皆様へ



事業所の名称・所在地等の変更は、 社会保険協会にもご連絡を!

事業所の名称・所在地等を変更された際には、社会保険協会にもご連絡をお願いします。
広報紙「社会保険とっとり」や各種ご案内をお送りする際に、事業所の名称や所在地の変更などにより、お送り出来ない場合がございます。

お手数をおかけしますが、変更の際は管轄の年金事務所への手続きとともに、当協会にもご連絡くださいますようお願い致します。

事業所変更届

FAX 0857-30-7133

	変更前	変更後(該当欄を記入)
事業所整理記号		
事業所名称		
事業所所在地	〒	〒
電話番号		